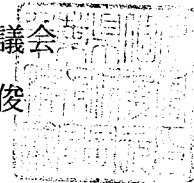


市 第 2109 号
答 申 第 144 号
平成 26 年 12 月 22 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊



住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用
拡大及び保護措置について (答申)

平成 26 年 12 月 3 日付け市第 1965 号で諮問のあったこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

適当なものと認める。

ただし、本人確認情報の利用拡大に当たっては、次の事項について配慮する
ものとする。

- 1 条例の改正に当たっては、パブリックコメント等を通じて、一般の県民の
意見を十分反映すること。
- 2 操作者に対する研修、監査及びその他の保護措置を十分に行い、今後とも
本人確認情報の保護に万全を期すこと。